

奈良市監査委員告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 6 年 6 月 28 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 宮 池 明
同 内 藤 智 司

奈 監 第 35 号
令和 6 年 6 月 28 日

奈良市長 仲川 元庸 様
奈良市議会議長 森岡 弘之 様
奈良市教育長 北谷 雅人 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 宮 池 明
同 内 藤 智 司

定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査（継続監査分）を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

1 監査対象

（教育委員会）

教育部 一条高等学校事務室

2 監査期間

令和 6 年 2 月 2 日から同年 6 月 27 日まで

3 監査方法

令和 4 年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和 5 年 5 月末日現在（一部は同年 3 月末日現在）の資料に基づき、地方自治法第 199 条第 2 項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施しました。

4 監査結果

継続監査の結果は、次のとおりである。

(教育委員会)

教育部

一条高等学校事務室

【意見】

「ArtsSTEM 教育事業業務委託」について、受託事業者は令和 4 年 12 月に実施された見積り合わせにより決定されていたが、当該事業者名が、令和 4 年 4 月から実施された「探究フロンティア事業委託」の年間スケジュールに既に記されており、当該事業者と協働して事業を行う旨が記載されていた。また、見積り合わせは、受託事業者の代表者が代表理事を務める一般社団法人の理事に、見積り合わせ相手方の役員が就任しているなど、一定の関係がある 2 者の組合せにより実施されていた。

これらを受け、令和 5 年度における両委託の契約状況についても査閲したところ、一方の法人の代表者がもう一方の法人の社員であるなど、関係のある 2 者による見積り合わせが行われており、いずれの契約も令和 4 年度と同一の事業者が契約相手方に決定されていた。

また、両年度とも、見積り合わせ参加事業者の選定理由について、明記されたものはなかった。

このように、密接な関係があると考えられる者同士での見積り合わせでは、競争が適正に行われたかについて疑念が生じるところである。

また、予定価格及び契約金額は、いずれも随意契約限度額である 50 万円以下の近似値であった。

このことは、入札を回避するために予定価格を抑制したことによるものともとれる。

所管課は、いずれの契約内容もプロポーザル方式や総合評価方式にはなじまず、価格競争による事業者決定が妥当であるとしている。

そうであるならば、見積り合わせについて疑念が生じないように、見積り合わせ参加事業者の組合せに十分留意し、選定理由を起案文書等に明記する、あるいは、予定価格を適切に見積もり、その額が 50 万円を超える場合は入札を実施するなどにより、契約手続が公明正大に行われたことを示す必要があると考える。

加えて、これらの事業を教育課程の中核として継続的に実施するのであれば、毎年見積り合わせを行うのではなく、当初から債務負担行為による複数年契約で事業を実施することも選択肢の一つであったのではないかと考える。

契約事務について説明責任を果たされたい。